

(資料1)

**衛星画像の共同調達・活用支援業務委託
企画提案競技実施要領**

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「衛星画像の共同調達・活用支援業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託者を選定する企画提案競技に関し必要な事項を定めるものです。

1 業務内容

- (1) 業務名及び数量 衛星画像の共同調達・活用支援業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 (資料2) 衛星画像の共同調達・活用支援業務委託仕様書
(以下「仕様書」という。) のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年2月19日(金)まで
- (4) 委託額の上限 20,005,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

2 実施スケジュール

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 公募開始(実施要領等の公開) | 令和8年7月 8日(水) |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和8年7月15日(水) 午後5時まで |
| (3) 上記質問に対する回答(最終) | 令和8年7月21日(火) |
| (4) 参加資格確認申請書等の提出期限 | 令和8年7月28日(火) 午後5時まで |
| (5) 参加資格の確認結果通知 | 令和8年8月 4日(火) |
| (6) 参加が認められない理由の請求 | 令和8年8月 6日(木) 午後5時まで |
| (7) 企画提案書の提出期限 | 令和8年8月18日(火) 午後5時まで |
| (8) 審査日(プレゼンテーション) | 令和8年8月20日(木)(予定) |
| (9) 契約締結予定 | 令和8年8月下旬頃 |

3 参加者の資格に関する事項

本業務に参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件の全てを満たす者としてします。

- (1) 単独企業による参加
 - ア 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている者、再生手続き開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた

(資料1)

者を除く。)に該当しない者。

エ 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと

カ 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えている者

キ 本業務の遂行に際し、関係法令を遵守し、的確に遂行できる能力を有する者

(2) 共同企業体(以下「JV」という。)による参加

ア JVの代表者は、3(1)アの条件を満たしていること

イ JVを構成する全ての者は、3(1)イからキまでを満たしていること

※JVを構成する全ての者は、単独又は他のJVの構成員として本企画提案競技に参加できません。

4 企画提案競技の手続に関する事項

(1) 担当課 秋田県総務部税務課(秋田県庁本庁舎3階)

〒010-8570 秋田県秋田市山王4丁目1番1号

電話: 018-860-1153

メールアドレス: zeimuka@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案協議説明会

説明会は開催しません。

応募に必要な書類は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載します。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、(様式1)実施要領等に関する質問票により受付します。

ア 受付期間 令和8年7月15日(水) 午後5時まで

イ 受付場所 4(1)に同じ

ウ 提出方法 電子メールに限ります。

エ 回答方法 秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載します。(最終: 令和8年7月21日(火) 午後5時)

(4) 参加資格の確認

参加者は、次の参加資格確認申請書類を提出期限までに、4(1)の担当課に提出

(資料1)

してください。

ア 提出書類

- (ア) (様式2) 企画提案協議参加資格確認申請書
- (イ) (様式3) 会社概要
- (ウ) (様式4) 共同企業体結成届 (共同企業体による申請の場合のみ提出)
- (エ) (様式5) 共同企業体協定書 (共同企業体による申請の場合のみ提出)
- (オ) (様式6) 受付票

イ 提出期限

令和8年7月28日(火)午後5時まで

ウ 確認結果

令和8年8月4日(火)に電子メールで通知する。

エ 留意事項

- (ア) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消します。
 - (イ) 提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができません。
 - (ウ) 共同企業体による申請の場合
 - ①各構成員は対等の立場で一体となって業務を履行することとします。
 - ②共同企業体の名称(任意)、事務所所在地、代表者及び県が委託料を振り込む際の振込口座を定めてください。
 - ③(様式2) 企画提案競技参加資格確認申請書及び(様式6) 受付票については共同企業体の代表者が提出してください。また、(様式3) 会社概要については、構成員全員分を提出してください。
 - (エ) 提出書類を持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に担当課に提出してください。
 - (オ) 提出書類を郵送で提出する場合は、書留にて提出期限までに必着にて提出してください。
- (5) 参加資格の喪失及び辞退
- 参加資格の確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失います。また、都合により辞退する場合には、(様式7) 企画提案競技参加辞退届を提出してください。
- (6) 参加資格が認められなかった者に対する説明
- ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができます。
 - (ア) 提出期限 令和8年8月6日(木)午後5時まで
 - (イ) 提出先 4(1)に同じ
 - (ウ) 提出方法 電子メールに限ります。

(資料1)

イ 県は書面を受理したときから7日以内に、説明を求めた者に対して書面でその理由を通知します。

(7) 企画提案書及び見積書の作成と提出

参加者は、企画提案書を次により提出してください。

ア 企画提案書は、業務委託仕様書を熟読して作成してください。

イ 企画提案書のサイズ等は、原則としてA4版横書きで、20ページ以内(表紙・裏表紙を除く)としてください。

ウ 企画提案は1案まで提出できます。

エ 委託業務を実施するために必要な経費(消費税及び地方消費税額を含む)とその積算内訳を記載した見積書を併せて提出してください。

なお、見積額が1(4)の上限を上回っている場合は審査の対象としません。

オ 「賃金水準の向上」に関する加点措置を希望する場合は、次の資料を添付してください。なお、加点措置の詳細については、(資料3) 企画提案競技審査要領により確認してください。

①直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写し又は「税理士等の第三者による賃上げ実績確認書類(任意様式又は参考様式)」

②「パートナーシップ構築宣言」の写し

カ 「女性の活躍宣言」に関する加点措置を希望する場合は、女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料を添付してください。なお、加点措置の詳細については、(資料3) 企画提案競技審査要領により確認してください。

①(従業員数100人以下の企業に限る) 労働局の受付印が押印された女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し

②知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し

③法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)に関する認定通知書の写し

④秋田県知事表彰(女性活躍・両立支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰)の受賞に関する表彰状の写し

キ 提出方法は、郵送、持参又は電子メールによるデータ送付のいずれかにより、担当課へ提出してください。

ク 提出部数は、郵送、持参の場合は、5部(正1部、副4部)としてください。

ケ 提出期限は、令和8年8月18日(火)午後5時までとします。

コ 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなします。

サ 一度提出した企画提案書は、これを書換え、引換え又は撤回することができません。

(資料1)

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

- ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により、必要事項が確認できない提案
- ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

5 委託候補者の選定

(1) 選定方法

- ア 企画提案の審査は、(資料3) 企画提案競技審査要領に基づき、審査会が行います。
- イ 審査は提案書及び提案者によるプレゼンテーション（説明20分、質疑10分）に基づき行います。審査会は秋田県庁内において開催します。
- ウ 開催日は、令和8年8月20日（金）を予定していますが、詳細は別途通知します。
- エ 審査会で最も優れていると認めた者を本業務の委託候補として選定します。
- オ 提案された内容が業務の目的を達成するために十分な水準に達していないと審査会が判断した場合には、委託候補者を選定しないことがあります。
- カ 第1順位者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。

(2) 結果の通知

審査の結果は、決定後速やかに各参加者に電子メールで通知するとともに、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」－「コンペ情報」に掲載します。

(3) 苦情の申立て

選定結果に対して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に契約担当者に対して書面（任意様式）により申立てすることができます。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金

- ア 受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項の規定により契約保証金を支払っていただきます。ただし、秋田県財務規則第178条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除します。
- イ 受託者が支払った契約保証金は、秋田県財務規則第179条の規定により還付します。

(資料1)

(2) 企画提案書と契約内容との関係

企画提案書に記載された事項は、委託業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとします。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約段階において内容を追加、変更又は削除を行うことができるものとします。

7 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 参加者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければなりません。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはなりません。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

8 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 企画提案者が県に提出した企画提案書等の提出書類に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属します。
- (3) 企画提案者が県に提出した書類は、返却しません。
- (4) 企画提案書の提案内容に含まれる特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案者が負うものとします。
- (5) 企画提案競技に要した費用は、企画提案者の負担とします。